

## 24. (Gno.73) 高等教育に関する法と制度の比較研究 (比較高等教育法制研究会)

代表：佐藤 信行

2015 年度 (開始)

### 【研究の目的】

日本の高等教育は、近代化の過程で諸外国をモデルと参考としつつ構築され、高度に発展してきたが、今日グローバル化を背景として、大きな法・制度の変動に直面している。そこで、本共同研究では、諸外国の高等教育に係る法と制度を比較の視点で調査研究するのみならず、教育学あるいは教育制度論といった隣接学問分野との連携により、日本の高等教育に関する法と制度の位相を明らかにし、その向上に貢献するものである。

### 【研究活動及び成果】

#### 総括

2024 年度は、同じく比較法研究所の共同研究グループである現代議会制研究会と共催で、研究会を実施した。COVID-19 以来、個人研究が中心となり、共同研究会の実施が滞っていたが、今回、対面での研究会を実施できたことを契機として、次年度以降、共同研究の活性化を図る準備を進めているところである。

#### 口頭発表

2025 年 2 月 9 日 日本比較法研究所現代議会制研究会との共催研究会を実施し、1 本の報告を得た。

報告者 島本英樹先生 (大阪大学全学教育推進機構)

テーマ 米国のスポーツマネジメント教育プログラムのアクレディテーション

－ 日本における専門分野別認証評価への示唆